



雇用の最低条件

1955年雇用法は、マレーシアの労働関連事項についての主要な法律です。

有給出産休暇	: 60日間
通常就業時間	: 1日当り8時間以内、または1週間当り48時間以内
有給祝祭日	: 暦年当り少なくとも11日間の公示された祝祭日（5つの必須祝祭日である、国家記念日、国王誕生日、各州統治者の誕生日/連邦区記念日、メーデー、マレーシア・デイを含む）、および1951年祝日法第8条に基づき祝祭日と宣言された日。

従業員の年次有給休暇:

勤続2年未満	: 8日間
勤続2年以上5年未満	: 12日間
勤続5年以上	: 16日間

*従業員には最小限の年次有給休暇が与えられます。

暦年当りの有給病気休暇:

勤続2年未満	: 14日間
勤続2年以上5年未満	: 18日間
勤続5年以上	: 22日間
入院が必要な場合	: 最長60日間(上記の暦年当りの有給病気休暇を含む)

*従業員には最小限の有給病気休暇が与えられます。

残業手当:

通常の就業日	:	賃金の時給の1.5倍
休日出勤	:	賃金の時給の2倍
祝祭日出勤	:	賃金の時給の3倍

2020年最低賃金令

一般的に、マレーシアにおける賃金には規定がなく、需要と供給の市場原理に基づいています。2020年最低賃金令は、1955年雇用法の別表1に明記された被雇用者に対して支払われる最低賃金を定めたものです。最低賃金は基本給として定義され、各種手当やその他の報酬は含まれません。マレーシア半島、サバ州、サラワク州、ラブアンにおける最低賃金はRM1,200 (¥30,554) と定められています。いかなる事業主も、規定額以下を支払ってはいけません。すべてのマレーシア人従業員と外国人従業員に、法令どおりの最低賃金を受け取る権利があります。

2012年最低退職年齢法

従業員の最低退職年齢は満60歳です。2012年最低退職年齢法の別表に、対象外となる特定の者が明記されています。

資料出所: Ministry of Human Resources – www.mohr.gov.my

法定拠出

2020年1月1日から有効の、1991年被雇用積立基金法 (EPF) に基づく法定拠出額:

60歳以下 (2020年2月28日現在)	
雇用者	被雇用者
a) 月額給与が RM5,000 (¥127,307) 以下 被雇用者の月額給与の13%の法定レート	被雇用者の月額給与の11%の法定レート
b) 月額給与が RM5,000 (¥127,307) 超 被雇用者の月額給与の12%の法定レート (1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートA))	
60-75歳	
雇用者	被雇用者
(i) マレーシア国民	
被雇用者の月額給与の4%の法定レート (1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートE))	被雇用者の月額給与の0%の法定レート
(ii) 永住権保持者	
a) 月額給与が RM5,000 (¥127,307) 以下 被雇用者の月額給与の6.5%の法定レート	被雇用者の月額給与の5.5%の法定レート
b) 月額給与が RM5,000 (¥127,307) 超 被雇用者の月額給与の6%の法定レート (1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートC))	

外国人労働者、外国人駐在員、その雇用者は、法定拠出義務を免除されています。しかし、以下のように拠出することで被雇用積立基金法(EPF)に加入することを選ぶことができます。

60歳以下

雇用者の分担金-被雇用者1人につき毎月RM5.00 (¥127)
被雇用者の分担金-被雇用者の月額給与の11%

(1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートB))

資料出所: Employees Provident Fund – www.kwsp.gov.my

60-75歳

雇用者の分担金-被雇用者1人につき毎月RM5.00 (¥127)
被雇用者の分担金-被雇用者の月額給与の5.5%

(1991年被雇用積立基金法(EPF)の別表3(パートD))

1969年被雇用者社会保障法(法令4)

社会保障機関(Social Security Organisation, SOCSO)は、1969年被雇用者社会保障法(法令4)に基づき、従業員とその家族を保護するために、2つの社会保障制度を提供しています。2つの社会保障制度は、以下の通りです。

- 雇用傷害保険制度
- 疾病制度

雇用傷害保険制度

雇用傷害保険制度は、就業によって、または就業中に生じた、仕事に関連した事故や職業病に苦しむ被雇用者に保障を提供します。雇用傷害保険制度に基づき支給される手当には、医療手当、一時障害手当、永久障害手当、看病手当、扶養手当、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがあります。

疾病制度

疾病制度は、雇用と関連のないあらゆる原因による疾病や死亡に対し、24時間補償を従業員に提供します。しかし、従業員は疾病年金の対象となる条件を満たしていなければなりません。疾病制度に基づき支給される手当には、疾病年金、疾病給付金、看病手当、遺族年金、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがあります。

拠出

社会保障機関(SOCSO)への拠出は、法律によって、対象となる雇用者と被雇用者に義務付けられています。この制度は、2つの拠出カテゴリーに分かれています。

- 第1カテゴリー
雇用傷害保険制度と疾病制度。雇用者と非雇用者の両者によって拠出されます。このカテゴリーの拠出レートは、拠出スケジュールに従って、雇用者は被保険者(被雇用者)の給料の1.75%、被雇用者は0.5%となっています。
- 第2カテゴリー
このカテゴリーの拠出レートは、被保険者(被雇用者)の給料の1.25%で、拠出スケジュールに従って雇用者が支払います。60歳に達するすべての被雇用者は、このカテゴリーに加入しなければなりません。

雇用者の加入資格

1人以上の従業員を雇用する雇用主は、被雇用者社会保障法で定義されている通り、社会保障機関(SOCSO)に登録し、拠出しなければなりません。

従業員の加入資格

民間部門において、労働契約または実習制度で雇用される被雇用者、連邦/州政府や連邦/州の法定組織の契約職員/臨時職員は、社会保障機関(SOCSO)に登録し加入しなければなりません。拠出レートは、月額給与RM4,000.00 (¥101,846) を上限としています。

1969年被雇用者社会保障法の対象外となる被雇用者は下記のとおりです。

- 連邦政府、州政府の正職員
- 家事使用人
- 自営業者(自営業のタクシー運転手や、グラブカーなどのオンライン配車サービスの運転手を含むタクシー同様のサービスを提供する個人、自営業のバス運転手以外。)
- 個人事業主やパートナーシップ・オーナーの配偶者

2017年自営業社会保障法(法令789)

2017年自営業社会保障法(法令789)は、2017年6月1日に施行されました。現在、この法律は、自営業者傷害制度に基づき、自営業のタクシー運転手や、グラブカーなどのオンライン配車サービスの運転手を含むタクシー同様のサービスを提供する個人や、ステージ・バス、貸し切りバス、エクスプレス・バス、ミニバス、従業員用バス、フィーダー・バス、スクール・バス、エアポート・バスなどの自営業のバス運転手に対して保障を提供しています。この制度は、自営業の被保険者とその扶養家族に対し、職業病や仕事に関連した事故を含む業務上の傷害に際して保障を提供します。この制度は、タクシー運転手やその扶養家族に対し、医療ケア、身体的リハビリ、職業訓練の提供の他に、現金給付も行っています。保障期間は、拠出金が支払われた日時から12カ月間です。規定された拠出レートは、1カ月につき、保障された給与の1.25%です。

2017年雇用保険制度(法令800)

雇用保険制度(EIS)は、怪我をして職を失った労働者に即時的資金的支援を提供するために、2018年1月に導入されました。対象となる労働者は、必要であれば、新しい職探しの支援を得られ、雇用適正を向上させるための職業訓練を受けることができます。

雇用保険制度の目的

- 失業した被保険者に対し、即時的資金保護を提供すること。
- 失業した労働者に対し、再雇用紹介プログラムを通して、新しい職探しを支援すること。
- 職業訓練を通して、失業した労働者の雇用適正を向上させること。

雇用保険制度の保障範囲

- 民間部門のすべての雇用者は、自社の各被雇用者につき、拠出金を毎月支払わなければなりません。(公務員、家事使用人、自営業者は除外されます。)
- 被雇用者とは、労働契約または実習制度に基づき賃金を受け取り、雇用者に雇われる者と定義されています。労働契約または実習制度は、口頭または書面で示されたか、暗示されたものです。
- 18歳から60歳の被雇用者は加入が義務づけられています。しかし、57歳までに加入暦がない57歳以上の被雇用者は免除されます。
- 拠出レートは、保障された給与RM4,000.00 (¥101,846) を上限としています。

雇用保険制度の保険料

雇用者：0.2% 被雇用者：0.2%

雇用保険制度の福祉手当

- 求職手当 (JSA)
- 収入減手当 (RIA)
- 研修費 (TF)
- 研修手当 (TA)
- 早期再就職手当 (ERA)
- 再就職手当
- キャリア・カウンセリング

社会保障範囲の拡張

配偶者

2018年7月1日より、社会保障機関(SOCSO)は、法令4と法令800に基づき、社会保障の保護を、配偶者と同一事業所で働くその配偶者にも広げました。この社会保障の保護の拡張により、法令4と法令800に基づき、配偶者に雇用され働く、対象となる妻や夫は、両法律に基づき社会保障に保護されるようになりました。

外国人労働者

社会保障機関(SOCSO)は、2019年1月1日より、マレーシア国内のすべての合法的な外国人労働者(家事使用人を除く)にも社会保障の保護を広げました。これにより、法令4に基づく雇用傷害保険制度の保障を受けられるようになりました。拠出レートは、保障された給料の1.25%で、雇用者によって支払われます。雇用傷害保険制度は、就業によって、または就業中に生じた事故や職業病や、通勤時の事故に際し、被雇用者に保障を提供します。

職場復帰プログラム(RTW)

職場復帰プログラム(RTW)は、業務上の負傷や職業病に苦しむ社会保障機関(SOCSO)の加入者に支援を提供する積極的な取り組みとして、2007年に導入されました。社会保障機関(SOCSO)の職場復帰プログラム(RTW)を無事に修了した負傷または病を負った労働者は、今では本人や家族を財政的に支えることができるようになり、再び国家の生産性ある労働力として復帰し、国家の経済成長に貢献しています。

SOCSOタウン・ラザク・リハビリテーション・センター(TRRC)

マラッカ州バンダ・ヒジャウのハン・トゥア・ジャヤにあるSOCSOタウン・ラザク・リハビリテーション・センター(TRRC)は、2014年10月1日から業務を開始しました。このセンターは、被保険者が職場環境に積極的に復帰し、家族、コミュニティ、国家の社会経済発展に貢献できるようになるまで、紹介された参加者に対して統合的な施設を提供することによって、職場復帰プログラム (RTW) をサポートしています。

人間ドックプログラム(HSP)

社会保障機関(SOCSO)は、2013年に人間ドックプログラム(HSP)を導入し、被保険者が40歳に達すると、人間ドック券を配布しています。人間ドックプログラム(HSP)は、健康的な生活習慣、次いでは従業員の非伝染性疾患の発見を推進する一環として実施されています。

資料出所: Social Security Organisation (SOCSO) – www.perkeso.gov.my

2001年Pembangunan Sumber Manusia Berhad法 (法令612)

- i. 従業員、実習生、研修生の研修と開発を促進することを目的とした人的資源開発賦課金の課税と徴収と、Pembangunan Sumber Manusia Berhad (PSMB)社による基金の設立と運営に伴う法令。
- ii. 本法令が適用されるすべての雇用者は、各マレーシア人従業員につき、従業員の月額給与の1%にあたる人的資源開発賦課金を拠出します。

目的

マレーシア人従業員を10名以上雇用する登記された雇用者からの、人的資源開発(HRD)賦課金の課税と徴収。雇用者は月々の人件費総額の1%を、人的資源開発(HRD)賦課金として基金に拠出します。

本法が適用される分野：



サービス業



製造業



鉱業と採石業

詳細情報につきましては、www.hrdf.com.myをご参照ください。

資料出所: Pembangunan Sumber Manusia Berhad (PSMB) – www.hrdf.com.my

外国人駐在員の雇用

雇用パスは、駐在員がマレーシアに法的に滞在し就業するのを可能にするため発給されます。移民局によって発給されるパスには、雇用契約期間と駐在員が受け取る月給に応じて2種類あります。

No.	パスの種類	パスの種類
A.	<p>雇用パス (PG)</p> <p>このパスは、キーポストおよびチームポストの職に対して、下記を条件として発給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 最低2年間の雇用契約期間および捺印。 • 給与額がRM 5,000 (¥127,307) 以上。 	<ul style="list-style-type: none"> i. 雇用パス： <ul style="list-style-type: none"> - キーポスト 1年間または1年以下の期間につきRM300.00 (¥7,638) - マネージメントポスト/シニアポスト/中級ポスト/専門ポスト 1年間または1年以下の期間につきRM200.00 (¥5,092) ii. 手数料: RM50.00 (¥1,273) iii. 旅公演ビザ: 1ポスト/申請につきRM500.00 (¥12,731) (出身国に基づく入国要件を条件とする) iv. 雇用税なし
B.	<p>訪問パス [VP(TE)] – PLKS</p> <p>訪問パス (一時雇用) は、臨時雇用の家事手伝い (メイド) に対してのみ発給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> i. 雇用税: RM410 (¥10,439) ii. 手数料: RM50.00 (¥1,273) iii. 旅公演ビザ (該当する場合): RM500 (¥12,731) (出身国に基づくビザを含む) - (該当する場合)

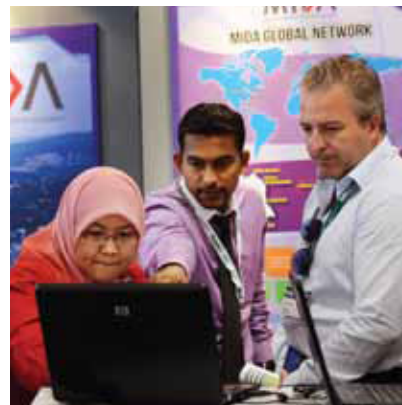
資料出所: Immigration Department - www.imi.gov.my

製造業部門における管理職の給与

製造業部門では、管理職の平均月額基本給与は、RM4,151 (¥105,691) (エグゼクティブ)からRM33,783 (¥860,165) (トップ・エグゼクティブ)となっています。下記の表は、主な管理職の平均的な最低および最高月額給与額を示しています。

管理職	RM		¥	
	最低	最高	最低	最高
ジェネラル・マネージャー	17,164	29,149	437,021	742,177
財務コントローラー/ダイレクター	20,275	36,953	516,232	940,878
財務/会計マネージャー	7,411	13,356	188,695	340,064
会計士	5,104	8,910	129,955	226,862
管理エグゼクティブ	2,767	5,686	70,452	144,774
セールス・マネージャー	7,047	14,203	179,427	361,630
ビジネス開発マネージャー	7,787	13,588	198,269	345,971
カスタマー・サービス/サポート・エグゼクティブ	2,886	5,932	73,482	151,038
人事マネージャー	6,993	13,207	178,052	336,270
人事エグゼクティブ	2,910	5,781	74,093	147,193
シニア生産/製造マネージャー	13,202	23,933	336,143	609,370
生産プランナー/コントローラー	3,522	6,730	89,675	171,356
チーフ・エンジニア/エンジニアリング・マネージャー	8,873	15,757	225,920	401,197
加工エンジニア	3,651	7,127	92,960	181,464
生産エンジニア	3,504	6,725	89,217	171,229
産業エンジニア	3,570	6,650	90,898	169,319
セキュリティ・マネージャー	7,150	13,800	182,050	351,369
セーフティ・エグゼクティブ	3,217	6,049	81,910	154,017
品質保証マネージャー	7,541	13,613	192,005	346,607
品質保証エグゼクティブ	3,069	5,219	78,141	132,884
購買マネージャー	7,270	13,087	185,105	333,215
ロジスティック/出荷マネージャー	7,079	13,425	180,242	341,820
倉庫マネージャー	7,120	12,138	181,286	309,052
ITマネージャー	2,868	5,434	73,024	138,358
システムサポート・エグゼクティブ/エンジニア	3,244	6,229	82,597	158,600

資料出所: MEF Salary Survey for Executives 2019 – www.mef.org.my



製造業部門における非管理職の給与

製造業部門の非管理職の給与を分析すると、平均月額基本給はRM1,543 (¥39,287) (未熟練労働者) からRM3,872 (¥98,587) (スーパーバイザー) となっています。下記の表は、主な非管理職の平均的な最低および最高月額給与を示しています。

非管理職	RM		¥	
	最低	最高	最低	最高
管理スーパーバイザー	2,419	4,308	61,591	109,688
管理事務職員	1,402	3,230	35,697	82,241
一般事務職員	1,491	3,005	37,963	76,512
シニア会計事務職員	2,052	3,634	52,247	92,527
人事スーパーバイザー	2,277	4,023	57,976	102,432
人事事務職員	1,432	2,835	36,461	72,183
セイフティ・スーパーバイザー	2,428	4,845	61,820	123,361
チャージマン (中電圧)	2,315	4,537	58,943	115,519
生産スーパーバイザー	2,373	4,528	60,420	115,290
生産ライン・リーダー	1,399	2,846	35,621	72,463
ボイラーマン	2,118	3,879	53,927	98,765
電気技師	1,582	3,465	40,280	88,224
生産事務員	1,434	2,889	36,512	73,558
機械運転者	1,530	3,232	38,956	82,292
オペレーター (半熟練)	1,187	2,479	30,223	63,119
オペレーター (未熟練)	1,112	2,208	28,313	56,2190
購買スーパーバイザー	2,801	4,396	71,318	111,929
購買アシスタント	2,018	3,386	51,381	86,213
ロジスティック/出荷スーパーバイザー	2,751	4,529	70,045	115,315
出荷アシスタント	1,703	3,172	43,361	80,764
マーケティング/セールス・アシスタント	1,942	3,872	49,446	98,587
品質保障/管理検査員/専門技術者	1,399	3,114	35,621	79,287
品質保障/管理事務員	1,401	2,921	35,672	74,373
ローリー/トラック運転手	1,611	2,967	41,018	75,544
フォークリフト運転手	1,449	3,040	36,894	77,403

資料出所:MEF Salary Survey for Non Executives 2019 - www.mef.org.my

